

第493回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 9 3 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年12月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 11時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	程島 延幸		

9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副主幹	宮本 晃宏		
主 査	岩崎 達矢		

10 開会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年12月26日 第493回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 高橋 庄一郎

委員 小和瀬 康男

委員 筋野 哲夫

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 1 1 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 2 件、6 筆、9 3 6 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 8 件、2 1 筆、4, 0 0 4. 2 2 m²である。農地改良届については、合計 1 2 件、3 7 筆、8, 9 7 5. 5 0 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、2 筆、3 9 7 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 2 件、6 筆、4, 5 9 7 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、1 1 筆、1 2, 1 6 8 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 1 3 件、1 1 9 筆、8 1, 5 1 7. 2 7 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 5 件、9 7 筆、7 5, 9 4 6. 9 5 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数5件、筆数19筆、面積13,172㎡について申出があった。このうち賃借権設定が1件、使用貸借権設定が2件、所有権移転が2件である。契約期間は、令和7年1月15日から設定されるものである。

整理番号1番は、2筆、1,982㎡で、約1年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在45歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族とともに約107アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約400mである。

整理番号2番は、1筆、694㎡で、約3年の賃借権設定の申出である。借受人は現在48歳で、農業従事日数は、年間225日、家族とともに約70アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約3.3kmである。

整理番号3番は、10筆、6,237㎡で、約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在40歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族とともに約1,106アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せ

て耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約 1 k m である。

整理番号 4 番は、2 筆、1, 3 5 5 m² で所有権移転の申出である。譲受人は、現在 5 1 歳で、農業従事日数は、年間 3 0 0 日以上、家族とともに約 2 9 7 アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営を拡大するための申出である。通作距離は約 2 0 0 m である。

整理番号 5 番は、4 筆、2, 9 0 4 m² で所有権移転の申出である。譲受人は、現在 6 4 歳で、農業従事日数は、年間 3 0 0 日以上、家族とともに約 2, 0 4 0 アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営を拡大するための申出である。通作距離は約 5 0 0 m である。

以上のことから、整理番号 1 番から 5 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件をみたと考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 5 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今回は、農業経営基盤強化促進法の法改正後、新しい手続きによる最初の意見照会のため、法改正の概要と法改正に伴う農地中間管理事業による貸借手続きの変更点並びに農業委員会の役割を簡単に説明する。

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正により、市町村は、目標地図を含む地域計画を策定することになった。地域計画を達成するためには、これまでの個人間での貸借から、地域全体での効率的な農地の利用調整に転換することが求められ、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画に統合された。なお、第1号議案でも説明したが、法改正前の手続きに関する経過処理は、施行日の令和5年4月1日から2年間と規定されている。

農林公社から委任された市町村が、農用地利用集積等促進計画案を作成するときは、農業委員会の意見を聴くこととなっており、農業委員会の役割としては、農地中間管理事業の

推進に関する法律第18条第5項に規定されている、全部効率利用要件、農作業常時従事要件などを満たしているかを確認することである。それでは、議案説明をする。

今月の第2号議案は、件数31件、筆数424筆、面積305,912.42㎡についての意見照会があった。

整理番号1番の譲受人は、年齢62歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約180アールである。

整理番号2番の譲受人は、年齢87歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は6人、経営面積は申出地周辺を含む約187アールである。

整理番号3番の譲受人は、年齢82歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約134アールである。

整理番号4番の譲受人は、年齢60歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約1,721アールである。

整理番号5番の譲受人は、年齢54歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約36アールである。

整理番号6番の譲受人は、年齢67歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約19アールである。

整理番号7番の譲受人は、年齢76歳、農業従事日数25

0日、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約624アールである。

整理番号8番の譲受人は、年齢61歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約41アールである。

整理番号9番の譲受人は、年齢80歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約115アールである。

整理番号10番の譲受人は、年齢82歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約134アールである。

整理番号11番の譲受人は、年齢89歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約89アールである。

整理番号12番の譲受人は、年齢59歳、農業従事日数160日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約106アールである。

整理番号13番の譲受人は、年齢66歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約306アールである。

整理番号14番の譲受人は、年齢88歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約41アールである。

整理番号15番の譲受人は、年齢56歳、農業従事日数2

00日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約321アールである。

整理番号16番の譲受人は、年齢64歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約55アールである。

整理番号17番の譲受人は、年齢64歳、農業従事日数250日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約80アールである。

整理番号18番の譲受人は、年齢84歳、農業従事日数250日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約102アールである。

整理番号19番の譲受人は、年齢89歳、農業従事日数250日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約127アールである。

整理番号20番の譲受人は、年齢67歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約81アールである。

整理番号21番の譲受人は、年齢54歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約125アールである。

整理番号22番の譲受人は、年齢47歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約291アールである。

整理番号23番の譲受人は、年齢65歳、農業従事日数2

00日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約237アールである。

整理番号24番の譲受人は、年齢74歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約32アールである。

整理番号25番の譲受人は、年齢91歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約67アールである。

整理番号26番の譲受人は、年齢72歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約139アールである。

整理番号27番の譲受人は、年齢77歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約207アールである。

整理番号28番の譲受人は、年齢80歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約57アールである。

整理番号29番の譲受人は、年齢79歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は6人、経営面積は申出地周辺を含む約174アールである。

整理番号30番の譲受人は、年齢74歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約110アールである。

整理番号31番の譲受人は、年齢64歳、農業従事日数1

50日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約122アールである。

以上のことから、整理番号1番から31番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者(受け手)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画は問題ないと考えられる。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「農用地利用集積等促進計画の利点と古谷本郷上地区の集積の経緯を教えてもらいたい。」との発言があった。

事務局は「農用地利用集積等促進計画の利点は、面的集約が行われた場合は集約協力金が発生すること、貸借手続きの簡略化などが考えられる。古谷本郷上地区の集積の経緯は、農地を相続したが管理できない人が周辺農家に管理を依頼したことの繰り返しにより自然と集約が行われたと考えられる。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「所有者が受け手となっている事案があるが、これはどういうことなのか。」との発言があった。

事務局は「所有者が中間管理機構に貸し、中間管理機構が受け手を選定している。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集

積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積1,655㎡についての申請があった。

整理番号1番については、耕作の便宜上のための交換で、1筆、1,655㎡の申請である。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は年間300日以上、約241アールの農地を耕作する農家である。申請地を交換により譲り受け、効率化を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約200mである。

以上のことより、整理番号1番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。12月

21日に、農業委員と農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、農地を交換することにより、耕作の効率化を図るためとのことである。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族とともに約241アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは露地野菜で、申請地においても露地野菜を計画している。また、トラクター、耕運機など、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。なお、交換により取得しようとする申請地が、譲受人の自宅から約200m程度の距離であることも確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、意見を申し上げる。12月21日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告

げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数2件、筆数3筆、面積551㎡についての申請があった。

整理番号1番については、貸駐車場に使用のため、2筆、497㎡の申請である。申請地の近隣には分譲マンションがある。また、申請人は同マンションの住人が利用している月極駐車場を運営しているが、満車状態にもかかわらず、利用希望者が訪れるため、新たな駐車場を必要としている。そこで、既存駐車場に隣接する申請地を貸駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。なお、議案第5号の整理番号4番と同一事業計画となっている。

整理番号2番については、駐車場に使用のため、1筆、54㎡の申請である。申請人は申請地の隣にあるアパートを平成24年4月から経営をしている。インターネットによる通信販売や生協などの宅配サービスを利用する住人が増えたこ

とに伴い、宅配便等の車両が一時的に駐車する場所が必要になっている。そこで、住人用の既存駐車場2台分を申請地に移動して、宅配便等の一時車両スペースを確保したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号1番と2番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番の貸駐車場について、面積はどのように審査しているのか。」との発言があった。

事務局は「農地転用の許可基準に面積の適正要件があるため、申請地に置く車の台数を確認している。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番と2番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 5 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 5 号議案は、件数 9 件、筆数 12 筆、
面積 3,540.36 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、駐車場に使用のための賃借権設
定で、2 筆、563 m²の申請である。譲受人は平成 21 年 4
月に株式会社を設立し、不動産業及び太陽光発電事業を主な
業務としている。申請地の隣に既存の事務所と駐車場がある
ものの、営業所統合に伴い駐車場が不足することから、既存
駐車場に隣接する申請地を賃借にて借り受け、既存敷地と合
わせて駐車場として使用したいとの申請である。(合計敷地
面積 2,303.83 m²) 農地区分については、第 1 種農地
であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される
面積が既存敷地面積の 2 分の 1 を超えないため、不許可の例
外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自
然浸透させる計画である。

整理番号 2 番については、駐車場に使用のための賃借権設
定で、1 筆、608 m²の申請である。譲受人は平成 18 年 1
月に株式会社を設立し、飲食店及び遊技場の経営を主な業務
としている。申請地の隣に既存の店舗と駐車場があるもの
の、休日にはお客様用駐車場が満車状態になっていることか

ら、既存駐車場に隣接する申請地を賃借にて借り受け、既存敷地と合わせて駐車場として使用したいとの申請である。

(合計敷地面積 1, 895.94 m²) 農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号3番については、駐車場に使用のための賃借権設定で、1筆、441 m²の申請である。譲受人は毛呂山町の苺農園で経験を積み、今年度から独立して就農した。申請地の近くに苺農園を開設したが、駐車場が不足していることから、農園からほど近い申請地を借り受け、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、農用区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号4番については、貸駐車場に使用のための使用賃借権設定で、1筆、295 m²の申請である。議案第4号の整理番号1番と同一事業計画であり、申請地近隣にある分譲マンション居住者への貸駐車場に使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転

で、1筆、250㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、障害児通所支援事業所新築のための所有権移転で、1筆、521㎡の申請である。譲受人は令和元年11月に一般社団法人を設立し、ふじみ野市にて障害をもつ児童の支援を行う事業所運営を主な業務としている。川越市内の同事業所は定員が埋まっており、新規の受け入れが困難な状況であることから、新たな事業所を必要としている。比較的交通量が少なく、8m道路に接する申請地を適地と考え、売買にて取得し、障害児通所支援事業所建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、239㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考

え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、397㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、226.36㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から9番については、それ

ぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から9番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第6号

川越市農業委員会告示の形式を左横書きに改める
告示を定めることについて

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「制定の趣旨は、川越市において告示の形式が左横書きに改まることに伴い、農業委員会の告示の形式を見直すため、川越市農業委員会告示の形式を左横書きに改める告示を制定しようとするものである。制定の概要は、農業委員会の告示の形式を縦書きから左横書きに改めること並びにこれに伴う用字及び用語の整備に関することについて定めようとするものである。施行期日は、令和7年1月1日としよう

とするものである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号川越市農業委員会告示の形式を左横書きに改める告示を定めることについて、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について、原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第493回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年1月6日

議 長 渋谷 武

委 員 高橋 庄一郎

委 員 小和瀬 康男

委 員
